

# 〇〇〇（自治会・商店会）防犯カメラ設置運用規程（参考例）

## 1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、防犯のまちづくりの基本理念に基づき、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇（自治会・商店会）が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 設置目的

防犯カメラは、（〇〇〇における犯罪防止や事故防止）のために設置するものとする。

## 3 設置の場所等

### (1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇〇に×××台の防犯カメラを設置する。

※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向や撮影範囲を表示すること。

### (2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名等を記載するものとする。

※ 別例1（表示例）参照

## 4 設置者

防犯カメラの設置者は、〇〇〇（自治会・商店会）とする。

## 5 運用責任者及び運用従事者

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、運用責任者を置くものとする。

(2) 運用責任者は、△△△△とする。

(3) 運用従事者は、運用責任者の指揮監督のもとに防犯カメラの操作、運用を行うものとする。

- (4) 運用従事者は、△△△△とする。
- (5) 防犯カメラ、画像記録装置等の操作は、運用責任者及び運用従事者(以下「運用責任者等」という。)以外の者の操作を禁止とする。

## 6 設置者及び運用責任者等の責務

- (1) 画像により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のため必要な措置を講ずること。
- (2) 防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問合せの対応に関すること。
- (3) その他画像の適正な取扱いに関すること。

## 7 画像の管理

### (1) 保管場所等

画像を記録した媒体は、施錠可能な場所で保管をすることとし、原則として、画像の複写、外部への持ち出し及び転送を禁止する。

### (2) 立入制限

保管場所には、設置者又は運用責任者が許可した者以外の者は立ち入らせない。

### (3) 保存期間

画像の保存期間は、原則××日間(必要最小限の期間)とする。ただし、設置者又は運用責任者が特に必要と認める場合は、保存期間を延長することができる。

### (4) 画像の消去・廃棄

保存期間を経過した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、媒体を廃棄する場合は、破砕するなど画像が読み取れない状態にするものとする。

## 8 画像の適正な利用

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。ただし、次の場合に限り第三者へ閲覧させ、提供することができる。

### (1) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合

※行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。

(2) 法令の定めに基づく場合

裁判所が発行する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項）、弁護士会からの照会（弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2 第 2 項）など。ただし、画像を複写して提供する場合は、書面により行うこととする。

9 その他

この規程に定めのない事項については、「加須市防犯カメラの設置と利用に関する指針」に準じて取り扱うほか、〇〇〇（自治会・商店会）〇〇会で決定する。

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別例 1 (表示例)

